

受講生の皆様へ

技能講習等受講にあたってご留意いただきたい事項について

技能講習等の受講に際しまして、感染症予防対策の観点から、以下にご協力いただけますようお願いいたします。(令和5年3月13日現在)

1. 発熱等風邪症状がある場合は受講を控えてください。
(受講日当日はご自身で体温測定・体調管理をお願いします。体調が悪い場合は受講を差し控えてください。)
(受講直前の測定で、体温が 37.5℃以上が確認された場合は受講をお断りします。)
2. 受講(休憩中を含む)にあたり、マスクの着用は、受講される皆さまそれぞれのご判断、ご事情によることとさせていただきます。
ただし、咳、鼻水等のある方は、他の受講生の方への配慮という観点から、マスク着用にご協力をお願いします。
また、発声や会話の際にもマスクの着用をお願いします。
なお、講師、事務局にあつては、マスク等着用により対応させていただきます。
3. 会場、研修室への入室等にあたっては、検温、手指消毒へのご協力をお願いしています。
4. 換気により、エアコンが十分に機能しない場合がありますので、着衣等による調整・適切な水分補給等にご留意ください。
5. 休憩時間中を含め、他の受講者等と十分な距離を取るようお願いいたします。
(昼食等は、可能な限り、ご自身のお席で黙食を、また、実技会場によっては自家用車等の車内でお召し上がりください。)
また、講習会場内禁煙としています。ご了承ください。
6. 受講の前後、また休憩時間中の大声での会話はお控えください。

(一社) 日立労働基準協会

マスク着用の見直しについて

令和 5 年 3 月 13 日からマスクの着用の考え方が変わります。

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取

扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、**個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本**としました。

それに伴い、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨することになりました。

なお、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

しかしながら、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、次の場面では引き続きマスクの着用が効果的でありますので、引き続きご協力ください。

マスクの着用が効果的な場面

- **医療機関受診時**
- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設等への訪問時**
- 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（当面の取扱）
- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

発熱など症状がある場合

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えるようお願いいたします。

なお、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用するようお願いいたします。

留意事項

子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。

なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。ただし、そのような場合においても、子どもの

マスク着用については、健康面などへの影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意をお願いします。

基本的な感染対策について

マスク着用の考え方の見直し後であっても、ウイルスの特性が変わったわけではありません。

基本的な感染対策は重要であり、引き続き、**「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」**等のご協力をお願いいたします。

参考資料

- [内閣官房「マスク着用の考え方の見直し等について」](#)（外部サイトへリンク）
- [新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」](#)（外部サイトへリンク）
- [厚生労働省「マスク着用について」](#)（外部サイトへリンク）
- 「これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第一報）」（第115回（令和5年1月25日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）（外部サイトへリンク）
- 「マスク着用の有効性に関する科学的知見」（第116回（令和5年2月8日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）（外部サイトへリンク）

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

マスク着用の見直しについて

令和5年3月13日からマスクの着用の考え方が変わります。

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取

扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としました。

それに伴い、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨することになりました。

なお、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

しかしながら、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、次の場面では引き続きマスクの着用が効果的でありますので、引き続きご協力ください。

マスクの着用が効果的な場面

医療機関受診時

高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（当面の取扱）

そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

マスク着用チラシ

発熱など症状がある場合

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えるようお願いいたします。

なお、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用するようお願いいたします。

留意事項

子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。

なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあります。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面などへの影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意をお願いします。

基本的な感染対策について

マスク着用の考え方の見直し後であっても、ウイルスの特性が変わったわけではありません。

基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等のご協力をお願いいたします。

参考資料

内閣官房「マスク着用の考え方の見直し等について」(外部サイトへリンク)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」(外部サイトへリンク)

厚生労働省「マスク着用について」(外部サイトへリンク)

「これからの身近な感染対策を考えるにあたって(第一報)」(第115回(令和5年1月25日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料)(外部サイトへリンク)

「マスク着用の有効性に関する科学的知見」(第116回(令和5年2月8日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料)(外部サイトへリンク)

受講生(受講予定者を含む。以下同じ)の所属事業場で陽性者が確認された場合について

これまで、事業所内で陽性者が確認された場合は、それぞれの事業所で濃厚接触者の特定を行うとされてきました。したがって、技能講習等受講生の所属事業場で陽性者が確認された場合は、所属事業場における濃厚接触者の特定を確認し、受講生が濃厚接触者に該当する場合は受講をお断りしていました。

一方、3月24日、茨城県は濃厚接触者の特定について、同一世帯内や入院医療機関・入所系福祉施設で陽性者が確認された場合を除き、**事業所等で陽性者が確認された場合は「濃厚接触者を特定せず、自宅待機を求めない。」**としました。

(茨城県ホームページ、【新型コロナウイルス感染症】濃厚接触者の方へのご案内、をご参照下さい。)

今後は上記の方針により、各事業場での濃厚接触者の特定が行われなくなることから、受講生の所属

事業場に対する濃厚接触者の判断を求めないことといたします。

但し、茨城県では「各事業所等で陽性者と接触があった方は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動は控えていただくようお願いいたします。」としている点にご留意いただき、受講生が陽性者と接触があった場合の受講可否については、それぞれの事業所で自主的にご判断いただけますようお願いいたします。

なお、同一世帯等での濃厚接触者の特定が行われた場合は従来どおり受講をお断りしておりますのでご留意下さい。

受講後に新型コロナウイルス感染が確認された場合について

講習受講後 2 日以内に新型コロナ感染症の症状が発現した場合及び陽性が確認された場合は、感染拡大防止対策を行いますので、受講受付事務局にご連絡下さい。

併せて、陽性者の①受講講習種別②受講日③受講場所等必要最小限の情報をHPに公表させていただきますのでご了承下さい。(なお、受講者の氏名等個人情報公表しません。)

同一講習を受講された皆様においては、上記公表の際、当該講習会で実施されていた感染予防対策等も付記いたしますので、これらの情報を併せて感染検査受検等をご判断下さい。

茨城県 HP より

1. 濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症のPCR検査等で陽性となった者(患者)と、感染可能期間(※)に接触し、以下の範囲に該当する場合は濃厚接触者と定義されます。

- 患者と同居あるいは長時間の接触(車内・航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護(マスクの着用など)なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者
- 患者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物に直接接触した可能性のある者
- その他:手で触れることのできる距離(1メートル)で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者

※感染可能期間とは・・・

- ・発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感など)を呈した2日前から隔離開始までの間
- ・無症状病原体保有者の感染可能期間は、陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間

(国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」より)

なお、この定義をもとに、患者または家族などから聞き取り調査をし、状況に応じて総合的に判断します。

※オミクロン株の特性を踏まえ、厚生労働省事務連絡に基づき、現在県で実施する濃厚接触者調査は、同一世帯内で陽性者を確認した場合、入院医療機関・入所系福祉施設で陽性者を確認した場合等に限定しております。(下線は連合会事務局で付したもの。)

※事業所等で陽性者を確認した場合は、濃厚接触者を特定せず、自宅待機を求めませんので、各事業所等で陽性者と接触があった方は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動は控えていただくようお願いいたします。(下線は連合会事務局で付したもの。)

[「濃厚接触者の特定と行動制限」、「積極的疫学調査の実施」について \(PDF : 103KB\)](#)

2. 外出自粛と健康観察のお願い

濃厚接触者の自宅待機期間

濃厚接触者の方は、患者ではありませんが、感染している可能性があるため、患者と接触があった日の翌日から 7 日間は外出を自粛し、健康観察をお願いします。 検査結果が陰性であっても 7 日間、外出自粛と健康観察をお願いします。

※なお、健康観察期間の証明書や検査結果の証明書は発行しておりませんのでご了承ください。

自宅療養中の患者と同居している方

濃厚接触者のうち、自宅療養中の患者と同居している方については、

①患者の発症日（無症状の場合は検体採取日）

②患者の発症等により住居内で感染対策※を講じた日

①、②のいずれか遅い方を 0 日目として 7 日間（8 日目解除）の外出自粛と健康観察をお願いします。

- ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないように厳格に隔離等を行うことまで求めるものではありません。
- 検査時に無症状だった患者または、同居している別の家族が発症した場合は、改めてその発症日を 0 日目として 7 日間の外出自粛等をお願いします。
- 待機期間が終了した後も、陽性者の療養が終了するまでは、健康状態を確認し、リスクの高い場所の利用や会食等を避けて、マスクの着用等の感染対策にご協力ください。

濃厚接触者の待機時間短縮について

濃厚接触者については、感染者と最後に接触した日から 4、5 日目両日の抗原簡易キット検査で陰性が確認された場合、もしくは、5 日目の PCR 検査または抗原定量検査で陰性が確認された場合には、5 日目から業務への従事が可能となります。 ただし、10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けてください。なお、当該検査の実施については、自費で実施して頂くことになります。

<検査で陽性となった場合>

• 検査結果が陽性であった場合、必ず、かかりつけ医などの診療・検査医療機関を受診してください。（受診の前に必ず電話で連絡を入れ、移動の際は、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関の利用を避けてください。）

• 受診先に迷ったら、お近くの発熱患者に対応可能な「診療・検査医療機関」にお問い合わせいただくか、「茨城県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター」までご相談してください。

○ 診療・検査医療機関 [発熱患者に対応可能な診療・検査医療機関の一覧](#)

○ 茨城県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター

対応時間：8 時 30 分から 22 時

電話番号：029-301-3200

<留意点>

・当該特例により、通常の自宅待機期間を短縮して業務に復帰した場合、感染対策を徹底し、業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできるだけ避けて頂きますようお願いいたします。

3. 生活上の注意点

- ・ 体調を注意深く観察し、発熱などの症状が出た場合は、かかりつけ医等の近隣の[診療・検査医療機関](#)へ電話連絡の上受診願います。
- ・ 不要不急の外出や、周囲の方との接触は控えてください（やむを得ない場合は、マスクの着用と手指衛生などの感染予防策を必ず行ってください）
- ・ 同居者がいる場合は、濃厚接触者の同居者に制限はありませんが、濃厚接触者が陽性となった場合、同居者は濃厚接触者になりますので、同居者も感染対策の徹底と健康観察をお願いします。ご自身の体調管理とともに感染拡大防止にご協力をお願いします。